

◆静岡市建設工事の担い手確保・育成事業に関する Q&A

・静岡市建設工事の完全週休2日制に向けて

(工事の契約後から完了まで)

Q1 : 始期日は何曜日と考えればよいでしょうか。

A1 : 始期日は何曜日でも構いません。工事着工日が(例:火曜日)とした場合、始期日(火曜日)を基準として4週間(28日)の間に6日間以上の閉所日(原則、4週間のうち土曜日を2日間、日曜日を4日間)を確保することになります。また、29日目の火曜日を翌始期日と設定します。

Q2 : 現場施工の完了日が4週の途中だった場合、閉所日6日はどのように考えればよいでしょうか。

A2 : 最終の始期日から工期末日までに4週間(28日)を確保できない場合は4週6閉所日を確保する必要はありません。

Q3 : 閉所日について教えてください。

A3 : 閉所日とは、工事現場の作業を一切行わないことです。労務者による作業等のほか、元請け技術者による測量や丁張出し、工事写真の撮影や出来形測定、施工管理に関する書類作成等の事務作業も含まれます。

Q4 : 閉所日設定をする際に、祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A4 : モデル工事は祝日がある場合でも、4週間のうち最低6日間以上の閉所日を確保できたかについて確認するものです。そのため、祝日の有無は関係なく、4週間に6日以上閉所日を設定してください。

Q5 : 閉所日設定をする際の振替閉所日の考え方や閉所日取得を予定していた閉所日が取れなかった場合の振替閉所日の考え方を教えてください。

A5 : 原則、計画していた閉所日の基準となる始期日から4週間(28日)以内に取得してください。

Q6 : 降雨、降雪等による予定外の閉所日は、閉所日の取得実績と考えてよいでしょうか。

A6 : 降雨、降雪等による予定外の閉所日は、閉所日として認められません。

Q7 : 閉所日取得予定日が自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要があるのでしょうか。

A7 : 原則、振替閉所日を取得してください。ただし、地震、暴風雨、豪雨、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保など切迫した事態が生じ、当該工事の進捗に関係なく災害対策又は不測の突発的事故対策として、やむを得ず緊急に作業を実施した場合で、振替閉所日が取得できなかったときは、振替閉所日の未取得日として考慮する必要はありません。

- Q8 : 閉所日取得計画を監督員へ報告する必要がありますか。
- A8 : 閉所日取得計画を監督員へ報告する必要はありません。閉所日を確保した結果については、対象期間（各始期日から 28 日間）と閉所確保日を明確にして監督員へ書面（自由様式：工事記録簿（様式第 15 号も可））で報告してください。なお、土曜日は青字、祝祭日及び日曜日は赤字等で示し、確認が容易にできるようにする等の工夫をしてください。
- Q9 : モデル工事の 4 週 6 閉所日確保については、工事検査における工事成績評定の対象としないということだが、4 週 6 閉所日が確保できた場合は加点対象となりますか。
- A9 : 加点対象にはなりません。ただし、休日取得や就業環境の改善など、総合的に特筆すべき取組みがあった場合は、建設業の担い手確保・育成貢献工事表彰の候補となりえます。
- Q10 : 4 週 6 閉所日を確保した結果、工期末に工事が完了できなくなりましたが、これを理由に工期延期は認められますか。
- A10 : 4 週 6 閉所日を確保したことを理由とした工期延伸は認めておりません。ただし、施工途中において受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更が可能です。
- Q11 : 工事看板への記載内容等を教えてください。
- A11 : 『本工事は、建設業のワークライフバランスを推進する 4 週 6 閉所日確保モデル工事』である旨を記載してください。
- Q12 : モデル工事を適用することで、通常の工事の積算方法と異なりますか。
- A12 : 通常の工事の積算方法と変わりません。工事看板への記載については共通仮設費（安全費）、閉所日取得の計画及び実績報告については、技術管理費（工程管理）に含むものと考えます。
- Q13 : モデル工事としての対象要件はありますか。
- A13 : 対象とする工事は、多くの工事関係者に閉所日を取得してもらえるように、工期がある程度長く、工事関係者の延べ人数が多く見込まれる工事を対象としてください。当初から週休 2 日が見込まれる工事は対象外としてください。
- Q14 : 特記仕様書は、モデル工事もそれ以外の工事も共通のものになっているが、モデル工事とする場合、どのようにして示すのか教えてください。
- A14 : 4 週 6 閉所日確保モデル工事試行要領「3.入札公告」のとおり、入札公告に記載することでモデル工事を区別して下さい。また、特記仕様書の設計図書への添付方法については、別途通知しております 29 静建土技第 933 号「静岡市建設工事の担い手確保・育成を目的とした事業の特記仕様書集について（通知）」をご確認ください。

Q15 : 着工当初の余裕のある時期に4週8休とし、繁忙期に4週4休として、工期全体で日数を確保しても良いのか。

A15 : 閉所日の取得期間は、4週(28日)を1スパンとして取得していただきたいため、工期全体での日数取得は認められません。また、雨天等による代替休暇は認めませんのでご注意ください。

(工事完了後)

Q16 : アンケートは受注者から技術政策課共有メール提出となっていますが、監督員を経由する必要はありますか。

A16 : 監督員を経由する必要はありません。受注者は、**担い手確保・育成ホームページ** (<http://ninaite.jp>) よりダウンロードしたアンケート(ダウンロードできない場合は、監督員から受領)に回答し、工事完了届提出後14日以内(土、日、祝日を含む)に技術政策課宛にメールで直接提出してください。

・静岡市版快適トイレについて

Q1 : 「予定価格150,000千円以上の土木一式工事」とあるが、造園工事などは対象外ということが良いか。

A1 : 静岡市版快適トイレの女性専用トイレの設置基準につきましては、「予定価格150,000千円以上の土木一式工事」及び「予定価格300,000千円以上の建築一式工事」としておりましたが、土木系及び建築系の専門工事を含めて一式工事と表現しておりますので、専門工事についても対象としてください。また、建築工事と設備工事の合算予定金額が80,000千円以上の各工事についても、静岡市版快適トイレの対象としてください。

Q2 : 対象金額未達の工事で任意に実施した場合、検査時に加点となりますか。普及するためには加点対象としたらどうか。

A2 : 検査時の評価対象にはなりません。また、快適トイレについては、大手メーカーからの聞き取りによると、今後は洋式トイレのみ製作するため、3年後には全てのトイレが洋式化になることを前提に考えております。

Q3 : 対象となった工事について、施工場所に常設トイレがあった場合にも設置する必要がありますか。

A3 : 常設トイレが常に使用可能な場合は設置する必要はありません。ただし、施工中に使用できなくなった場合は監督職員と受注者が協議して設計変更の対象としてください。

Q4 : 同一ヤード内で施工時期が重なる工事が複数ある場合は、本体工事等ですでに設置済みの快適トイレ等を利用することは可能ですか。

A4 : 同一ヤード内に既に設置されている快適トイレが使用できる場合は新たに設置する必要

はありません。ただし、工事間調整等により使用できなくなった場合は、監督職員と受注者が協議して設計変更の対象としてください。

Q5 : 設置基準の対象から外れている工事でも快適トイレを設置した場合は、設計変更の対象となりますか。

A5 : 監督職員と受注者が協議して設計変更の対象としてください。(静岡市版快適トイレ設置に関する特記仕様書3. 設置基準(エ)参照)

Q6 : 静岡市版快適トイレのレンタル料(円/日)の当初設計時の計上日数は、何日間計上すれば良いですか。

A6 : 静岡市版快適トイレのレンタル料(円/日)の当初設計時の計上日数については、工期の全日数を計上し、最終変更時に実日数で清算するようにしてください。

(製作期間の長い工事(鋼橋上部、機械設備等)については、別途考慮してください)

・静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動について

Q1 : 特記仕様書の(別紙1)～(別紙3)とは、どの資料になるか。また、(別紙1)～(別紙3)も設計書に添付するのか。

A1 : 説明会時に使用した特記仕様書に記載した(別紙1)、(別紙2)、(別紙3)については、当初添付する予定でしたが、担い手ホームページ(ninaite.jp)、『建設NOW』で検索! からダウンロードしてもらうこととしましたので、ご確認ください。

Q2 : 全件対象で適用させるのか。

A2 : 全件対象でお願いします。

・イメージアップ事業の本格実施について

Q1 : イメージアップ経費の計上は、国の補助事業工事も対象としますか。

A1 : 国はイメージアップ経費をすべての工事で計上していることから、静岡市の補助事業においても国の**土木工事標準積算基準書**を適用して設計している工事については、従前通り対象としてください。

Q2 : 塗装工事等の専門工事についても、イメージアップ経費を計上しますか。

A2 : 土木工事**標準積算基準**に掲載されている工種で積算している場合は、基本的に経費を計上してください。また、対象除外について下記のとおり通知文に記載しておりますので、工事発注課で判断してください。

(対象除外について) 建設現場が山間地や裏手にあるなど市民の目の届かない場合やイメージアップが現場の状況によって履行が不可能な場合などはこの限りではない

Q3 : 土木工事積算基準書の「イメージアップ」の名称が、平成 29 年度より「現場環境改善」に変更されていますが、積算等で変わることはありますか。

A3 : 平成 29 年度の土木工事積算基準書（以下、H29 基準書）のイメージアップ（現場環境改善）のイメージアップ費率（現場環境改善費率）が改定されていますので、H29 基準書を使用して積算する工事については、新しいイメージアップ経費（現場環境改善費）で積算してください。また、名称の変更につきましては、建築工事や水道工事に変更がないことから、土木工事につきましてはイメージアップ（現場環境改善）として運用してください。

Q4 : 特記仕様書集【2017-C】建設業のイメージアップについて（土木工事編・建築工事編）より、報告書を電子媒体で提出することになりましたが、【2017-A】【2017-B】については適用しますか。

A4 【2017-C】より適用する電子媒体による提出につきましては、特記仕様書集【2017-A】及び【2017-B】にも適用しますので、適用中の受注者への周知も併せてお願いいたします。

備考 : 土木積算システムのイメージアップ経費の積算については、『市街地』と『地方部』の区別を工事費内訳書上に明記できません。土木積算システムのイメージアップのデフォルトが『地方部』になっているため、そのまま『地方部』として積算した場合、工事費内訳書での表示がないことで検算時に確認できず違算の要因になりかねないため、土木積算システムには H29.8 月から自動明記するように準備を進めております。

・その他

Q1 : それぞれの特記仕様書を添付するのは、7 月 1 日以降の部会にかける案件からという理解でよいか。

A1 : 平成 29 年 7 月 1 日以降の各部会審議案件より適用してください。

Q2 : いずれも、各工事に取り組むというよりも、建設業界全体で取り組むべき内容と思われる。建設業協会に働きかけるなどして、担い手確保・育成事業を進めた方が良いのではないか。

A2 : 前向きなご意見ありがとうございます。技術政策課では平成 28 年度より①女性座談会、②技術系高校生ディスカッション、③産官学討論会などを開催し、様々な方からご要望をいただいております。今回の事業もその一環として施行するものです。今後につきましても建設業協会に限らず幅広く情報提供していきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。静岡市建設業の担い手確保・育成の取組みに関する情報は、担い手ホームページ（ninaite.jp）をご覧ください。

《担い手ホームページ（『建設 NOW』で検索！）》

- Q3 : 29 静建土技第 933 号で通知された『静岡市建設工事の担い手確保・育成を目的とした事業の特記仕様書集（以下、特記仕様書集）』は、対象となる特記仕様書のみ設計書に添付するのですか。
- A3 : 特記仕様書集は配布した資料の表紙とすべての特記仕様書（No.1～6）を添付してください。また、仕様書集の各ページの右上に記載の番号（2017-A）については、管理番号として明記しております。今後、仕様書集に改訂が生じた場合は（2017-B）のように変更して運用しますので、最新版を使用するように注意してください。